



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5258275号

(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第35類 織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
便益の提供、被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

京都府京都市中京区西ノ京職司町67-53

京中貿易株式会社

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願2008-056708

出願年月日 (FILING DATE)

平成20年 7月11日 (July 11, 2008)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成21年 8月21日 (August 21, 2009)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

細野哲弘



商 標 登 録 証

(続葉 1)

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5258275号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2008-056708 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

- (第35類) する便益の提供, かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

[以下余白]

登録証送付先

住 所

〒604-8381

京都府京都市中京区西ノ京職司町67-53

氏 名

京中貿易株式会社

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第5258275号

登録日 平成21年 8月21日

出願番号 商願2008-056708

出願日 平成20年 7月11日

商品及び役務の区分数 1

納付年分 第10年分まで

領収金額 37,600円

受領日 平成21年 7月29日

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日（期限日）

平成31年 8月21日

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
電話 03（3581）1101（代表）
商標担当 内線 2713